

研修テーマ：道徳教育・人権教育

1 道徳教育

(1) 戦前

戦前の道徳教育は、「修身」として、明治維新直後の学制（1872（明治5）年）の開始とともに、「修身口授」（ギョウギノサトシ）から始まった。修身科の成立は、小学校の必修6教科の1科目となった1879（明治12）年の「教育令」によってである。これがやがて筆頭科目となる。

小学校教則大綱（抄）（1891（明治24）年文部省令第11号）において、その内容は「教育に関する勅語の旨趣に基く」ことを定めており、中でも「愛国心」の徳目を最重要視していた。1893（明治26）年には検定を受けた教科書が現われ、翌1894（明治27）年4月から使用され始めた。

時代の変遷とともにその性格や内容を著しく変え、1945（昭和20）年12月に連合軍総司令部（GHQ）から発せられた第4の指令「修身、日本歴史及び地理停止ニ関スル件」によって廃止されるまでの間、日本の教育の方向を決定づける役割を担ってきた。

【小学校教則大綱（抄）（1891（明治24）年11月17日文部省令第11号）】

第二条

修身ハ教育ニ関スル勅語ノ旨趣ニ基キ児童ノ良心ヲ啓培シテ其徳性ヲ涵養シ人道実践ノ方法ヲ授クルヲ以テ要旨トス

尋常小学校ニ於テハ孝悌、友愛、仁慈、信実、礼敬、義勇、恭儉等実践ノ方法ヲ授ケ殊ニ尊王愛国ノ志気ヲ養ハシメ又国家ニ対スル責務ノ大要ヲ指示シ兼ネテ社会ノ制裁廉耻ノ重シキコトヲ知ラシメ児童ヲ誘キテ風俗品位ノ純正ニ趨カシムコトニ注意スヘシ

高等小学校ニ於テハ前項ノ旨趣ヲ拓メテ陶冶ノ巧ヲ堅固ナラシメンコトヲ努ムヘシ

女兒ニ在リテハ殊ニ貞淑ノ美德ヲ養ハシムコトニ注意スヘシ

修身ヲ授クルニハ近易ノ俚諺及嘉言善行等ヲ例証シテ勸戒ヲ示シ教員身自ラ児童ノ模範トナリ児童ヲシテ浸潤薫染セシメソコトヲ要ス

＜「国定修身教科書に掲載された教育勅語の余文」より＞

一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

（いったん かんきゅうあれば ぎゅうこうにほうじ もって てんじょうむきゅうの こううんをふよくすべし）

(2) 教育課程に「道徳」を特設

戦後、教科「修身」は解体されたが、小学校の教科について定めた1947年学校教育法施行規則に「道徳」はない。

修身科の廃止以後、学校における道徳教育は、学校の全教育活動を通して行うことを基本として実施されてきたが、児童・生徒が道徳的諸価値についての内面的自覚をいっそう深めるようにすることの要望が高まったため、昭和31年に文部大臣から小・中学校の教育課程の改訂について諮問を受けていた教育課程審議会は、特に道徳教育問題を重視し、昭和32年11月、道徳教育の徹底を期するため、「道徳」の時間を特設するという趣旨の中間的な結論を発表し

た。次いで翌33年3月、教育課程審議会から道徳を含めて教育課程全体の改善方策が答申された。

これを受けて、1958（昭和33）年、学校教育法施行規則が改正され、教育課程に「道徳」の時間が特設された。この改正省令においては、まず、小学校の教育課程は、各教科、道徳、特別教育活動および学校行事等の四つの領域をもって編成することを明確にした。また、各教科および道徳の各学年における年間授業時数の最低を省令の別表において示し、教育課程の一般的事項および四領域の目標、内容、留意事項等は、教育課程の基準として別に文部大臣が公示する「小学校学習指導要領」によることを規定した。従来の学習指導要領は学校教育法、同施行規則、文部省設置法の根拠に基づいて文部省で編集してきたのであるが、学習指導要領そのものの性格は必ずしも明らかではなかった。しかし、この改正省令によって「小学校学習指導要領」が、教育課程の基準として初めて文部省告示の形式をとって公示されたのである。ここでの改訂において、特に考慮されたことの一つに「道徳教育を徹底すること」が挙げられている。

昭和33年学校教育法施行規則改正

○小学校

別表第1

区分	第一学年	第二学年	第三学年	第四学年	第五学年	第六学年	
各教科	国語	238(7)	315(9)	280(8)	280(8)	245(7)	245(7)
	社会	68(2)	70(2)	105(3)	140(4)	140(4)	140(4)
	算数	102(3)	140(4)	175(5)	210(6)	210(6)	210(6)
	理科	68(2)	70(2)	105(3)	105(3)	140(4)	140(4)
	音楽	102(3)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
	図画工作	102(3)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)	70(2)
	家庭					70(2)	70(2)
	体育	102(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)	105(3)
	道徳	34(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)	35(1)
	計	816(24)	875(25)	945(27)	1015(29)	1085(31)	1085(31)

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、45分とする。
- 二 かっこ内の授業時数は、年間授業日数を三十五週（第一学年については34週）とした場合における週当たりの平均授業時数とする。
- 三 第24条第2項の場合において、道徳の外に宗教を加えるときは、宗教の授業時数をもってこの表の道徳の授業時数の一部に代えることができる。（別表第2の場合においても同様とする。）

○中学校

別表第2

区分	第一学年	第二学年	第三学年	
必修教科	国語	175(5)	140(4)	175(5)
	社会	140(4)	175(5)	140(4)
	数学	140(4)	140(4)	105(3)
	理科	140(4)	140(4)	140(4)
	音楽	70(2)	70(2)	35(1)
	美術	70(2)	35(1)	35(1)
	保健体育	105(3)	105(3)	105(3)
	技術・家庭	105(3)	105(3)	105(3)
	外国語	105(3)	105(3)	105(3)
	選択教科	農業	70(2)	70(2)
工業		70(2)	70(2)	70(2)
商業		70(2)	70(2)	70(2)
水産		70(2)	70(2)	70(2)
家庭		70(2)	70(2)	70(2)
数学				70(2)
音楽		35(1)	35(1)	35(1)
美術		35(1)	35(1)	35(1)
道徳		35(1)	35(1)	35(1)
特別教育活動		35(1)	35(1)	35(1)

備考

- 一 この表の授業時数の一単位時間は、50分とする。
- 二 かっこ内の授業時数は、年間授業日数を35週とした場合における週当たりの平均授業時数とする。
- 三 中学校の各学年における必修教科、選択教科、道徳及び特別教育活動の授業時数の計は、1120を下ってはならない。
- 四 選択教科の授業時数については、左の通りとする。
 - イ 選択教科の授業時数は、毎学年105を下ってはならない。この場合において、少くとも1の教科の授業時数は、10以上でなければならない。
 - ロ 1以上の選択教科の外に、農業、工業、商業、水産又は家庭（以下「職業に関する教科」という。）のうち1以上の教科を履修させる場合における当該職業に関する教科についての授業時数は、この表に定める授業時数にかかわらず、それぞれ35とすることができる。

「標準授業時数の在り方について」【文部科学省 Web サイトより】

(3) 道徳教育の充実

2006（平成18）年に、教育基本法が改正され、第2条が新設された。第2条は、第1条の「教育の目的」を実現するため、今日重要と考えられる事柄を5つに整理し、「教育の目標」として規定している。そして、その第1項において、「道徳心を培う」ことを挙げている。

【教育基本法】（2006（平成18）年改正）

第二条（教育の目標）

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(4) 道徳の教科化への動き

① 教育再生実行会議 第一次提言

道徳が教科化された背景には、深刻ないじめ問題の発生等がある。それを受けて、教育再生実行会議では、いじめ問題等への対応について審議が行われた。ここでは、いじめに起因して、子供の心身の発達に重大な支障が生じる事案、さらには、尊い命が絶たれるといった痛ましい事案まで生じており、いじめを早い段階で発見し、その芽を摘み取り、一人でも多くの子供を救うことが、教育再生に向けて避けて通れない緊急課題とした。こうした痛ましい事案を断じて繰り返すことなく、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を日本全体で共有し、子供を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育を実現するよう、提言がまとめられた。その1番目に、「道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。」ことが挙げられた。

「いじめ問題等への対応について」（第一次提言より）（平成25年2月）

1. 心と体の調和の取れた人間の育成に社会全体で取り組む。道徳を新たな枠組みによって教科化し、人間性に深く迫る教育を行う。

いじめの問題が深刻な事態にある今こそ、制度の改革だけでなく、本質的な問題解決に向かって歩み出さなければなりません。学校は、未熟な存在として生まれる人間が、師に学び、友と交わることを通じて、自ら正しく判断する能力を養い、命の尊さ、自己や他者の理解、規範意識、思いやり、自主性や責任感などの人間性を構築する場です。しかしながら、現在行われている道徳教育は、指導内容や指導方法に関し、学校や教員によって充実度に差があり、所期の目的が十分に果たされていない状況にあります。このため、道徳教育の重要性を改めて認識し、その抜本的な充実を図るとともに、新たな枠組みによって教科化し、人間の強さ・弱さを見つめながら、理性によって自らをコントロールし、より良く生きるための基盤となる力を育てることが求められます。また、家庭や地域を始め、社会の中で人が生きていく全ての過程

が人間教育の場となります。社会全体でその意識を共有し、それぞれの立場から子どもの成長に関わり、支える必要があります。

○子どもが命の尊さを知り、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育むよう、国は、道德教育を充実する。そのため、道德の教材を抜本的に充実するとともに、道德の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化し、指導内容を充実し、効果的な指導方法を明確化する。その際、現行の道德教育の成果や課題を検証するとともに、諸外国における取組も参考にして、丁寧に議論を重ねていくことを期待する。

○国及び教育委員会は、心の豊かな成長を育み、子どもの良き行動を引き出す道德教育が実践されるよう、全ての教員が習得できる心に届く指導方法を開発し、普及することや、道德教育のリーダーシップを執れる教員を育成することなどを通じて、教員の指導力向上に取り組む。学校における道德教育の教材として、具体的な人物や地域、我が国の伝統と文化に根ざす題材や、人間尊重の精神を培う題材などを重視する。(以下省略)

② 道德教育の充実に関する懇談会

先の提言を受けて、2013（平成 25）年 3 月、「道德教育の充実に関する懇談会」が文部科学省に設置され、同年 12 月に「今後の道德教育の改善・充実方策について」（報告）において、道德の時間を「特別の教科 道德」と位置付けた上で、道德教育の目標や指導方法等について改善を行う必要性が打ち出された。

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/096/houkoku/_icsFiles/afieldfile/2013/12/27/1343013_01.pdf

③ 中央教育審議会

2014（平成 26）年 10 月には、中央教育審議会において、「道德に係る教育課程の改善等について（答申）」が出された。その改善方策として、次のような方向性が示されている。

- 1 道德の時間を「特別の教科 道德」（仮称）として位置付ける
- 2 目標を明確で理解しやすいものに改善する
- 3 道德の内容をより発達の段階を踏まえた体系的なものに改善する
- 4 多様で効果的な道德教育の指導方法へと改善する
- 5 「特別の教科 道德」（仮称）に検定教科書を導入する
- 6 一人一人のよさを伸ばし、成長を促すための評価を充実する

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2014/10/21/1352890_1.pdf

④ 学校教育法施行規則の一部改正、学習指導要領の一部改正

2015（平成 27）年 3 月の学校教育法施行規則の一部改正では、従来の「道德」が「特別の教科である道德」へと改められることになった。これにより、小学校、中学校及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領が一部改正され、「特別の教科 道德」が新たに位置付けられた。

【学校教育法施行規則の一部を改正する省令】

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第五十条、第五十一条、第七十二条、第七十三条、第七十六条、第七百七条、第二百二十六条及び第二百二十七条中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改める。

第二百二十八条第二項中「、道徳」を「及び道徳」に改める。

第二百三十条第二項中「道徳」を「特別の教科である道徳（特別支援学校の高等部にあつては、前条に規定する特別支援学校高等部学習指導要領で定める道徳）」に改める。

別表第一、別表第二及び別表第四中「道徳」を「特別の教科である道徳」に改める。

⑤ 「特別の教科 道徳」全面实施

全面实施に向けた2016（平成28）年度に教科書検定が実施され、小学校等では2018（平成30）年度、中学校等では2019（令和元）年度より、全面实施されている。

「小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 特別の教科 道徳編」より

＜道徳教育の目標＞

道徳教育は、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

＜「特別の教科 道徳」の目標＞

第1章総則の第1の2の（2）に示す道徳教育の目標に基づき、よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深める学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる。



「道徳教育の充実について」
【文部科学省 Web サイトより】

道徳教育の充実について		
<p>教育再生実行会議 「いじめの問題等への対応について」（第一次提言）（平成25年2月26日）</p> <p>子どもが命の尊厳を重んじ、自己肯定感を高め、他者への理解や思いやり、規範意識、自主性や責任感などの人間性・社会性を育む。国は、道徳教育を充実させる。そのため、道徳の教科を抜本的に充実するとともに、道徳の特性を踏まえた新たな枠組みにより教科化し、指導内容を充実し、効果的な指導方法を明確化する。その際、現行の道徳教育の成果や課題を踏まえて、諸外国における取組も参考に、丁寧に議論を重ねていくことを期待する。</p>		
<p>道徳教育の充実に関する懇談会 「今後の道徳教育の改善・充実方策について」（報告） （H25.3.28設置、10回の審議を経て、H25.12.26報告。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 道徳教育の課題 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校間や教師間の差が大きい ・ 各教科等との役割分担や関連を意識した指導が不十分 ・ 指導方法に不安を抱える教師が多い ・ 学年が上がるにつれて、児童生徒の受け止めがよくなる ・ 取り返せられ、具体的にどう行動すればよいかわからないという側面に関する指導が不十分 ● 道徳教育の改善の方向性 <ul style="list-style-type: none"> 道徳教育の改善を図るため、制度上、道徳の時間を「特別の教科 道徳」に位置づけることを検討すべき。 ① 道徳教育の目標と道徳の目標をわかりやすい記述に改め、両者の関係を明確化。 ② 道徳の目標ごとに内容を明確化し、いじめの防止や生命の尊重、自律心、家庭や集団の一員としての自覚、ルールやマナー、法の意義を理解して守ると、社会の一員としての主体的な生き方、アイデンティティなどに留意。 ③ 道徳の目標より重視した指導方法の確立、具体的な活動や事例の導入、自覚や問題解決的な指導の充実。全体学習の実質化、各教科等との関連付けの強化。 ④ 道徳による評価は今後も行わない。 ⑤ 一定水準の授業が実施されるよう、教科書を導入することが適当。 ● 「心のノート」を全面改訂した「私たちの道徳」を全国の小・中学校に配布、平成26年4月から使用開始。 	<p>中央教育審議会 「道徳に係る教育課程の改善等について」（答申） （H26.3.4設置、106回の審議を経て、H26.10.21答申。）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 道徳の時間、学習指導要領に示された内容体系的に学ぶこと、教科書と関連する道徳、道徳教育全体の定着と人格全体に関する道徳性を育成するものであり、原則として学級担任が担当することが望ましいこと、道徳による評価は行わないことなど、責任は主に教員が中心と踏まえ、道徳の時間を「特別の教科 道徳」に位置づける。 ② 道徳の目標を明確化し、いじめの防止や生命の尊重、自律心、家庭や集団の一員としての自覚、ルールやマナー、法の意義を理解して守ると、社会の一員としての主体的な生き方、アイデンティティなどに留意。 ③ 道徳の目標より重視した指導方法の確立、具体的な活動や事例の導入、自覚や問題解決的な指導の充実。全体学習の実質化、各教科等との関連付けの強化。 ④ 道徳による評価は今後も行わない。 ⑤ 一定水準の授業が実施されるよう、教科書を導入することが適当。 	<p>学習指導要領等の一部改正(案)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 学校教育法施行規則において、道徳の時間を「特別の教科 道徳」に位置づけ、学習指導要領において、学校教育全体としての道徳教育に関する記述は「第1章 総則」に、「特別の教科 道徳」に関する記述は「第3章 特別の教科 道徳」へ移す。 ○ 学校教育全体としての道徳教育の目標は、児童生徒の道徳性を養うという趣旨を明確化し、道徳の目標は、育成すべき資質・能力を明確化。 ○ 内容について、「自分自身」人との関わり「集団や社会との関わり」「生命や自然、崇高なものとの関わり」の観点により、構造化・体系化 ○ 内容項目に応じたキーワード「いじめの問題等への対応を充実」などの改善を行う。 ○ 指導方法の配慮事項として、問題解決的な学習、体験的な学習など指導方法の工夫のほか、模擬授業、道徳、科学習と生命倫理等に関する事例を追加。 ○ 教科書については、教育基本法や学校教育法に基づき、従来の道徳に準じ、特定の見方や考え方に偏った記載がなされていないことなどの配慮事項を明記。 ○ 評価については、児童生徒の成長の様子を把握することが基本。道徳評価を行わないことは従前と同様。 ※ 各、専門家によるWGを設け、専門的に検討。 ○ 道徳教育の全体計画や教育活動等の公表など、家庭や地域社会との連携について記載を充実。

2 人権教育

(1) 人権教育とは

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（2000（平成12）年法律第147号）では、人権教育とは、「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」（第2条）をいうものとしている。

国連の「人権教育のための世界計画 第1フェーズ（2005～2007）行動計画」では、人権教育について、「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う」ものとし、その要素として（a）知識及び技術－人権及び人権保護の仕組みを学び、日常生活で用いる技術を身に付けること、（b）価値、姿勢及び行動－価値を発展させ、人権擁護の姿勢及び行動を強化すること、（c）行動－人権を保護し促進する行動をとることが、含まれるものとしている。

これらを踏まえれば、人権教育の目的を達成するためには、まず、人権や人権擁護に関する基本的な知識を確実に学び、その内容と意義についての知的理解を徹底し、深化することが必要となる。また、人権がもつ価値や重要性を直感的に感受し、それを共感的に受けとめるような感性や感覚、すなわち人権感覚を育成することが併せて必要となる。さらに、こうした知的理解と人権感覚を基盤として、自分と他者との人権擁護を実践しようとする意識、意欲や態度を向上させること、そしてその意欲や態度を実際の行為に結びつける実践力や行動力を育成することが求められる。（「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」平成20年3月より一部抜粋）

【人権教育及び人権啓発の推進に関する法律】（2000（平成12）年）

第二条

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

【人権教育のための国連10年行動計画（一部抜粋）】（1995～2004年）

人権教育とは、知識と技能の伝達並びに態度の形成を通じて、人権という普遍的文化を構築することを目的とする研修、普及及び広報努力。

【人権教育のための世界計画 第1フェーズ（2005～2007）行動計画】（のち2年延長）

人権教育とは、知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために、教育、研修及び情報である。

(2) 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成12年12月6日法律第147号）

第一条（目的）

この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

第二条（定義）

この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

第三条（基本理念）

国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

第四条（国の責務）

国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第五条（地方公共団体の責務）

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第六条（国民の責務）

国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第七条（基本計画の策定）

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

第八条（年次報告）

政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

第九条（財政上の措置）

国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

(3) 「人権教育・啓発に関する基本計画」(2002(平成14)年)

人権教育・啓発に関する基本計画（以下「基本計画」という。）は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（平成12年法律第147号。以下「人権教育・啓発推進法」という。）第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発（以下「人権教育・啓発」という。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、策定されたものである。

すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現するために、国民一人一人の人権尊重の精神の涵養を図ることが不可欠であり、そのために行われる人権教育・

啓発は大変重要なものである。そこで、本基本計画に基づき、人権が共存する人権尊重社会の早期実現に向け、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

これは、日本国憲法や教育基本法などの国内法、人権関係の国際条約などに即して推進していくべきものであるとし、その基本的な在り方として、人権教育・啓発推進法が規定する基本理念（第3条）を踏まえ、次のような点が挙げられている。

- 1) 実施主体間の連携と国民に対する多様な機会の提供
- 2) 発達段階等を踏まえた効果的な方法
- 3) 国民の自主性の尊重と教育・啓発における中立性の確保

この基本的な在り方を踏まえつつ、国連10年国内行動計画に基づく取組の強化及び人権擁護推進審議会の答申で提言された人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進のための諸方策の実施が重要であるとの認識に立って、人権一般の普遍的な視点からの取組、各人権課題に対する取組及び人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等の問題に関して推進すべき施策の方向性を提示するとともに、人権教育・啓発の効果的な推進を図るための体制等について述べられている。



「人権教育・啓発に関する基本計画」

【法務省 Web サイトより】

(4) 文部科学省人権教育の指導方法等に関する調査研究会議「人権教育の指導方法等の在り方について」[第一次とりまとめ] から [第三次とりまとめ]

基本計画では、学校教育における人権教育の現状に関しては、「教育活動全体を通じて、人権教育が推進されているが、知的理解にとどまり、人権感覚が十分身に付いていないなど指導方法の問題、教職員に人権尊重の理念について十分な認識が必ずしもいきわたっていない等の問題」があるとし、人権教育に関する取組の一層の改善・充実を求めている。

さらに、「人権教育・啓発の推進方策」として、「学校における指導方法の改善を図るため、効果的な教育実践や学習教材などについて情報収集や調査研究を行い、その成果を学校等に提供していく」こと、また、「人権教育の充実に向けた指導方法の研究を推進する」ことを明示している。

こうした指摘を踏まえ、人権についての知的理解を深めるとともに人権感覚を十分に身に付けることを目指して人権教育の指導方法等の在り方を中心に検討を行い、平成16年6月には、「人権教育の指導方法等の在り方について [第一次とりまとめ]」が公表され、人権教育とは何かということを知りやすく示すとともに、学校教育における指導の改善・充実に向けた視点が示された。

平成16年度以降は、人権教育の実践事例等を収集するとともに、これらを参考に、指導方法等の工夫・改善方策などについて主として理論的な観点からの検討が進められ、平成18年1月には、[第二次とりまとめ] が公表された。[第二次とりまとめ] は、全国の学校・教育委員会へ配付され、積極的に活用されてきたが、人権教育のより一層の充実を求める気運はその後も高まり、これに対処するための実践的なノウハウ等の情報を求める要請が大きくなった。

このような中であって、全国の学校関係者等が [第二次とりまとめ] の示した考え方への理解

を深め、実践につなげていけるよう、さらなる検討を進め、掲載事例等の充実を図るとともに、「指導等の在り方編」と「実践編」の二編にこれを再編成し、[第三次のとりまとめ]が作成された。

この策定から 10 年以上が経過し、国民の意識や社会情勢は大きく変化している。それに伴い、学習指導要領の改訂や学校における働き方改革などが行われるとともに、個別的な人権課題に関する立法措置が相次ぐなど、学校や人権を取り巻く情勢も大きく変化している。令和の時代に、これまで以上に一層、学校における人権教育を充実させていくことが求められていることを踏まえ、[第三次とりまとめ]を補足するものとして、令和 3 年 3 月、補足資料が作成されている。



「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]」【文部科学省 Web サイトより】



「人権教育を取り巻く諸情勢について～
人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ] 策定以降の補足資料～」
【文部科学省 Web サイトより】

(5) 同和問題の解決に向けて

我が国固有の人権問題である同和問題の解決に向けては、1965（昭和 40）年 8 月の「同和对策審議会答申」（以下「同対審答申」という。）を受けて、1969（昭和 44）年 7 月に、「同和对策事業特別措置法」（以下「同対法」という。）が、また、1982（昭和 57）年 4 月に、「地域改善対策特別措置法」が、さらに、1987（昭和 62）年 4 月には、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下「地対財特法」という。）が施行され、各種の取組が推進されてきた。また、地域改善対策の基本的な課題について審議を進めていた「地域改善対策協議会意見具申」（1996（平成 8）年 5 月）において指摘されていた「差別意識の解消に向けた教育及び啓発の推進」、「人権侵害による被害の救済等の対応の充実強化」の具体策として「人権擁護施策推進法」が制定され、「人権教育・啓発推進法」の制定や国の「基本計画」の策定に結びついた。

(6) 徳島県の人権教育

本県では、「徳島県同和教育基本方針」（1991（平成 3）年 5 月策定）に基づき、積極的な同和教育の取組を進めてきていた。その結果、課題は残されているものの、差別意識の解消が進むとともに、広く人権意識の高揚が図られてきた。1993（平成 5）年から 1996（平成 8）年にかけては、部落差別の撤廃と人権擁護を推進するための条例が、県をはじめ県内 50 市町村すべてにおいて制定され、1999（平成 11）年 3 月、『人権教育のための国連 10 年』徳島県行動計画が策定されてからは、同和教育とともに人権教育も進められてきた。

2002（平成 14）年 3 月には、「地対財特法」の失効に伴い、徳島県同和问题懇話会答申「徳島県における今後の同和行政のあり方について」（2001（平成 13）年 12 月）を受けて、「同和問題の解決に向けて（基本方針）」が策定された。ここでは、同和问题に関する差別意識の解消

に向けた教育・啓発事業については、これまでの同和教育や啓発の中で積み上げられてきた成果や国の方向性等を踏まえ、より効果的に展開するため、『『人権教育のための国連 10 年』徳島県行動計画』や「人権教育・啓発推進法」に基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」等との関連に留意しつつ、人権教育・啓発に再構築し、その中で同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、積極的に推進する、との方針が示された。また、「同和教育基本方針」等については、「懇話会答申」や国の「基本計画」等を踏まえ、そのあり方等を検討する、との方向性が示された。このような流れを受け、これまでの差別意識の解消に向けた教育を、すべての人の人権を尊重していくための人権教育として発展的に再構築した。2000（平成 12）年 3 月に策定した「徳島県教育振興基本構想」を人権教育推進の指針としていたが、すべての人の基本的人権が真に尊重される社会づくりをめざす意味で、より一層総合的な視野に立った人権教育を推進する必要があることから、平成 26 年に「徳島県人権教育推進方針」が策定され、人権教育が進められている。

(7) 人権教育及び人権啓発施策（年次報告）

法務省及び文部科学省においては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律（2000（平成 12）年法律第 147 号）第 8 条の規定に基づき、毎年、前年度に各府省庁が取り組んだ人権教育・啓発の施策を取りまとめ、「人権教育及び人権啓発施策」として国会に報告している。



「令和 2 年度 人権教育及び人権啓発施策（年次報告）」

【文部科学省 Web サイトより】